

川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領（営繕工事編）

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- （2）月単位の週休2日 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- （3）対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- （4）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- （5）現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- （6）通期の4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- （7）月単位の4週8休以上 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(対象工事)

第3条 本実施要領は本市営繕工事に適用する。ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

(発注方式)

第4条 発注方式は、次の各号のいずれかに該当する方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

- (1) 発注者指定方式 発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式
(地域の実情等により対応が困難な工事以外は必須)
- (2) 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式 (通期の週休2日は必須)

(積算方法のうち補正方法について)

第5条 モデル工事において、対象期間中の現場閉所 (現場休息) の状況に応じた次の各号に掲げる補正係数により労務費 (予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格 (材工単価) の労務費) を補正する。

- (1) 通期のモデル工事 (4週8休以上) 1. 02
- (2) 月単位のモデル工事 (4週8休以上) 1. 04

(積算及び変更方法のうち発注者指定方式について)

第6条 通期の週休2日の4週8休以上を前提に、前条第1号により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

(積算及び変更方法のうち受注者希望方式について)

第7条 通期の週休2日の4週8休以上を前提に、第5条第1号により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所 (現場休息) の達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たした場合は、補正係数を第5条第2号に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

(モデル工事の実施)

第8条 発注者が指定するモデル工事については、受注者は現場着手日の前日までに休日取得計画・実績書(様式1)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における通期の週休2日又は月単位の週休2日を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合には、週週休2日制確保モデル工事实施変更届(様式2)を監督員に提出し、実施を取りやめることができる。ただし、週休2日制確保モデル工事实施変更届(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(モデル工事の取組み内容)

第9条 受注者は、契約した請負金額及び工期の中でモデル工事を実施するものとし、通期の週休2日又は月単位の週休2日を事由として工期を変更することはできない。

- 2 受注者は、当月の休日取得計画の変更については、休日取得計画・実績書(様式1)を前月末日までに、前月の休日取得実績については休日取得計画・実績書(様式1)に追記して、当月7日までに、監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、やむを得ない理由により作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。
- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。
 - (1) 表題 週休2日制確保モデル工事
 - (2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。(月単位・通期を明示)
 - (3) 発注者及び受注者の名称

(週休2日の実施確認)

第10条 受注者は、第8条第2項に規定する様式1の提出及び作業日報の提示により監督員の確認を受ける。

(工事成績評定への反映)

第11条 監督員は、モデル工事を実施した場合は、工事完了後、前条の履行確認を行うことにより工事成績評定へ反映させる。

- 2 監督員は、前条において第2条第6号又は第7項の実績を確認した場合は、1点を加点する。
- 3 監督員は、前条において第2条第6号又は第7号の実績に達成しなかった場合、又は第8条第2項によりモデル工事を実施しなかった場合であっても減点を行ってはならない。ただし、疑義が生じた場合にはその限りではない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行し、設計年月が令和6年8月の工事から適用する。